令和８年（フ）第１８８号
群馬県安中市原市2117番地　県営原市第二団地Ｃ棟25号
債務者　奥村　秀夫
1　決定年月日時　令和８年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１０９５号
埼玉県幸手市大字神明内321番地
債務者　佐々木　涼
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１９４号
埼玉県川口市芝１丁目23番13号　グリーンファースト301
債務者　川下　洋介
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３４６号
埼玉県蕨市錦町５丁目８番２号　Ｇｒａｎｄ　Ｓｔｕｄｉｏ　北戸田103号
債務者　柳本　大河
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３４２号
埼玉県草加市栄町３丁目３番23―405号
債務者　山口　英郎
1　決定年月日時　令和８年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４１３号
埼玉県三郷市三郷２丁目18番地１　コーポしまむら第２ハイツ103、旧住所埼玉県三郷市新和４丁目310番地　ティンカー・ベル201
債務者　内海　純子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６１７号
川崎市麻生区片平４丁目３番31号　メゾンパーク　Ａ―201
債務者　森川　由希
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６３３号
川崎市多摩区菅城下11番34号　ハイツカサヴェールⅡ　102　蜂谷方
債務者　笈沼由美子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６３９号
川崎市幸区塚越４丁目333番地89　矢向スマイルイン
債務者　高野眞智子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６４６号
川崎市中原区苅宿12番16号　エクセレントＫ203
債務者　副島太こと　橋本　　太
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１６１号
愛知県豊橋市三ノ輪町三丁目100番地の３
債務者　立山　尚巳　（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２３１号
岡山県倉敷市笹沖95番地２　プレジール堀田110、転居前の住所岡山県倉敷市沖245番地１　ユニキューブ北棟
債務者　多賀　　誠
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２７６号
岡山県倉敷市西阿知町370番地１　ビレッジハウス西阿知１―202
債務者　多賀　敦子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２７８号
岡山県倉敷市玉島爪崎1137番地17　フレグランス爪崎Ｃ101、転居前の住所岡山県倉敷市山地893番地２
債務者　犬飼奈智子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１１８９号
横浜市中区寿町３丁目12番地９　ホテルふたば817号
債務者　高橋　　渡
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２３０号
横浜市南区平楽100番地　Ｕハイツ201号室
債務者　明石　和也
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４４２号
横浜市旭区南本宿町46番地１　ベルシティＡ棟101
債務者　今村　理紗
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部